

JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

ASAHI SEIMEI OTEMACHI BLDG.18F
6-1 Otemachi 2-chome
Chiyoda-ku Tokyo, 100-0004, JAPAN



TEL: 81 3 5205 3321
FAX: 81 3 5205 3391
URL: <http://www.jipa.or.jp/>

2014 年 4 月 2 日

D. V. プラサド様
局長
インド商工省 産業政策推進局
ウドヨグ バワン ニューデリー 110011,
インド

Dear D. V. プラサド様:

意匠規則 2013 改正案への意見

私ども日本知的財産協会 (JIPA) は、1938 年に日本において設立された知的財産権に関する民間のユーザ団体で、日本の主要企業約 900 社を擁する協会として、世界における知的財産制度、その運用改善について、適宜、意見等を関係先に提出しております。

さて、貴局 Web サイトにて意見を公募している‘意匠規則 2013 改正案’に関して、JIPA より意見を提出致します。

ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

Susumu OSHITA

(大下 晋)

常務理事

日本知的財産協会

東京都千代田区大手町 2-6-1

朝日生命大手町ビル 18 階 100-0004

日本

The draft Designs (Amendment) Rules 2013 に対する意見

日本知的財産協会

値上げに異論はございませんが、我々はこの施策に非常に関心があり、この手数料値上げの背景のご説明をいただけますよう、お願いいたします。

また、値上げ幅が大きい（従来の4倍）ことから、特に資本の少ない企業や多数の意匠出願をする企業にとっては、大きな負担となることも考えられます。そうすると、負担に見合うメリットが見出せない場合、そのような企業が権利化活動を抑制することにもなりかねず、今後発展する可能性のある企業の権利化活動が抑制され、産業の発展にマイナスの効果となることを懸念いたします。

そこで、値上げをする場合は、出願人が値上げの効果を享受できるよう、実質的なサービス向上（審査官育成、審査品質向上、登録意匠のすべて図面を含むデータ検索システムの早期導入等）を推進していただくことを希望いたします。

以上